

令和 2 年 9 月 25 日

消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベース登録について

消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、事故情報データベースに登録することとしましたので、お知らせします。

1. 事故情報(食中毒情報を除く。)

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	令和2年8月31日	充電ケーブル(スマートフォン用)	スマートフォンを充電中、充電ケーブル(スマートフォン用)のコネクタ部分が溶融。	兵庫県
2	令和2年9月12日	液晶テレビ	液晶テレビを視聴中に発煙。	埼玉県
3	令和2年6月3日	空間除菌剤(首下げ型)	空間除菌剤(首下げ型)をズボンのポケットに入れていたところ、軽度の化学熱傷。	東京都
4	令和元年8月2日	その他のサービス(打揚煙火)	イベント会場において、打揚煙火の部品が落下し、観客1名が軽傷。	東京都
5	令和元年8月3日	その他のサービス(仕掛煙火)	花火大会の翌日に、会場清掃をしていた住民が仕掛煙火の黒玉(不発煙火)を発見し、自宅に持ち帰った。	山形県
6	令和元年8月10日	その他のサービス(仕掛煙火)	花火大会において、仕掛煙火が筒から斜め方向に発射され、観客1名が受傷。	東京都
7	令和元年8月17日	その他のサービス(仕掛煙火)	祭りの会場において、仕掛煙火の燃えかすが落下し、観客1名が軽傷。	神奈川県
8	令和2年8月21日	リチウム電池内蔵充電器	スマートフォンの充電に使用したリチウム電池内蔵充電器から発煙。	福岡県
9	令和2年9月12日	電気こんろ	電気こんろの誤作動により電源が入り、こんろの上に置いていた樹脂製コップが溶融。	宮城県
10	令和2年9月6日	照明器具	照明器具が点灯しないため確認したところ、ランプ及び取付器の一部に焦げ。	長崎県

2. リコール・自主回収情報

	製品名等	届出内容
1	普通乗用自動車(BMW BMW 116i 他)	普通乗用自動車(燃料装置)のリコール。(外-3094) 燃料装置において、燃料タンクの溶接方法が不適切なため、当該タンク上部に取り付けられたカバープレートが正しく溶接されていないものがある。そのため、走行振動等により溶接部に亀裂が生じ、そのままの状態で使用を続けると、亀裂が進展し、亀裂部位から燃料が漏れるおそれがある。
2	普通乗用自動車(BMWアルピナ B3 ビ・ターボ 他)	普通乗用自動車(燃料装置)のリコール。(外-3095) 燃料装置において、燃料タンクの溶接方法が不適切なため、当該タンク上部に取り付けられたカバープレートが正しく溶接されていないものがある。そのため、走行振動等により溶接部に亀裂が生じ、そのままの状態で使用を続けると、亀裂が進展し、亀裂部位から燃料が漏れるおそれがある。
3	自動二輪車(ヤマハ YZF-R25)	自動二輪車(後部反射器)のリコール。(4805) 後部反射器において、反射鏡を成型する金型の管理が不適切なため、反射鏡面に凹凸ができていないものがある。そのため、反射光が散乱して保安基準第38条(後部反射器の基準)に適合しないおそれがある。
4	生鮮マンゴー	成分規格不適合で廃棄、積み戻し等を指示。
5	生鮮ヤマドリタケ	成分規格不適合で廃棄、積み戻し等を指示。

6	普通乗用自動車(ブジョー 5008 他)	普通乗用自動車(原動機)のリコール。(外-3090) エンジンコントロールユニットにおいて、制御プログラムが不適切なため、長時間市中走行した後に急激な加速をした際、尿素SCRシステムが正常に作動していないと誤診断し、警告灯が点灯するおそれがある。
7	ポップコーン用とうもろこし	食品表示法に基づく表示の無表示。 (自主回収に着手した年月日 令和2年9月11日/販売地域 神奈川県)

3. 食中毒情報

	事故発生日	原因施設・原因食品	病因物質	発生都道府県
1	令和2年8月14日	飲食店(8月12日の食事)	カンピロバクター	神奈川県
2	令和2年9月10日	飲食店(9月9日の食事)	アニサキス	山梨県
3	令和2年8月16日	飲食店(8月15日の食事)	腸炎ビブリオ	神奈川県
4	令和2年9月8日	給食施設(9月8日の食事)	不明	愛媛県
5	令和2年9月8日	飲食店(9月8日の弁当)	ウエルシュ菌	静岡県
6	令和2年9月8日	飲食店(9月5日の食事)	カンピロバクター	岐阜県
7	令和2年8月24日	飲食店(8月22日の食事)	カンピロバクター	大阪府
8	令和2年9月6日	販売店(9月6日に販売された食品)	アニサキス	東京都
9	令和2年9月6日	販売店(9月4日に販売された食品)	カンピロバクター	大分県
10	令和2年9月13日	飲食店(9月12日の食事)	アニサキス	広島県

4. 留意事項

これらは、消費者安全法の規定に基づく通知内容の概要であり、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

「2. リコール・自主回収情報」の届出内容欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号です。消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、登録後、事故情報データベース(URL:<https://www.jikojo.go.jp>)で「消費者事故等(2020年9月25日公表分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。

本件に対する問合せ
消費者庁消費者安全課 照井、西口
TEL : 03(3507)9263 FAX : 03(3507)9290